

エスカレーターを 安全に 利用するために

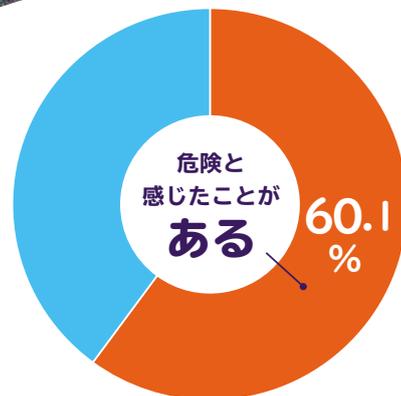
エスカレーターは、利用方法によっては転倒などの事故が発生する危険性があります。

エスカレーターでの事故などの状況

●安全利用に関するアンケート 令和3年度

60.1%の方が「人やかばんなどがぶつかり、危険と感じたことがある。」と回答しています。

※一般社団法人日本エレベーター協会「エレベーターの日『安全利用キャンペーン』アンケートの集計結果について(2021年度)エスカレーターについてのアンケート結果」
(https://www.n-elekyo.or.jp/1110/pdf/20220328_2021Elequestionnaire.pdf)を基に名古屋市作成



●エスカレーターにおける 全国 利用者災害

平成30年から令和元年までの2年間で、エスカレーターにおける利用者災害は1,550件発生しており、その原因は「**乗り方不良**」が最も多く、**全体の51.9%**を占めています。

※一般社団法人日本エレベーター協会「エスカレーターにおける利用者災害の調査報告(第9回)」
(https://www.n-elekyo.or.jp/about/elevatorjournal/pdf/Journal31_11.pdf)より

「乗り方不良」の内容

- ① 手すりを持たず転倒する(両手に荷物など)。
- ② 踏段の黄色の線から足をはみ出し、挟まれる。
- ③ 踏段上を歩行し、つまずき転倒する。
- ④ 手すりから体をはみ出し、挟まれる(ぶつかる)。
- ⑤ 逆走して駆け上がり(又は駆け下り)、転倒する。

エスカレーターの安全利用のために守っていただきたいこと

❗ エスカレーターは**右側か左側かに関わらず、立ち止まって利用を!**

現在、エスカレーターの利用方法として、**右側を急ぐ人のために空けておくという乗り方が慣習化**していますが、踏段上で歩くことは**自身の転倒の原因**になるだけでなく、**接触により他の利用者を転倒させるおそれ**があります。



また、エスカレーターは階段ではなく、その**安全基準は立ち止まって利用することを前提**としており、歩いて利用することで、**緊急停止したり、機器の劣化につながるおそれ**もあります。

誰もが安全にエスカレーターを利用できるようになるよう、エスカレーターでは**右側か左側かに関わらず、立ち止まって利用**しましょう。



名古屋市エスカレーターの 安全な利用の促進に関する条例 が制定されました。

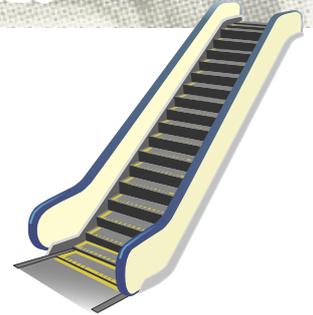
令和5年
10月1日
施行

エスカレーターは駅や商業施設など多くの場所で日常的に利用されていますが、**利用方法によっては転倒などの事故が発生する危険性**があります。

また、現在、**右側を急ぐ人のために空けておく乗り方が慣習化**していますが、踏段上で歩くことは**自身の転倒の原因**になるだけでなく、**接触により他の利用者を転倒させるおそれ**があります。

エスカレーターは階段ではなく、その**安全基準は立ち止まって利用することを前提**としており、歩いて利用することで、**緊急停止したり、機器の劣化につながるおそれ**もあります。

名古屋市では、このような状況から、エスカレーターの安全な利用の促進を図るため、令和5年3月に「**名古屋市エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例**」を制定しました。



● 条例の主な内容

- ✓ エスカレーターの利用者は、右側か左側かを問わず、エスカレーターの踏段上に立ち止まって利用しなければなりません（義務）（第8条）
- ✓ エスカレーターの管理者等は、利用者に対して、立ち止まった状態でエスカレーターを利用するよう周知しなければなりません（義務）（第9条）

名古屋市エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例（全文）

（目的）

第1条 この条例は、エスカレーターの利用等に関し必要な事項を定めることにより、エスカレーターの安全な利用の促進を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エスカレーター 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第2号に規定するエスカレーターその他これに類するものであって、不特定の者の用に供されるものをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者をいう。
- (3) 利用者 市内においてエスカレーターを利用する者をいう。
- (4) 管理者等 市内に所在する施設であって、エスカレーターが設置されているものの管理者又は所有者をいう。
- (5) 関係事業者 市内において、エスカレーターの製造、据付け、保守、改修等を業として行っている者（当該者が組織する団体（以下「関係団体」という。）を含む。）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、エスカレーターの安全な利用の促進に関し必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、エスカレーターの安全な利用について理解を深めるとともに、市が実施するエスカレーターの安全な利用の促

進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（利用者の責務）

第5条 利用者は、エスカレーターの利用による事故等を防止するため、エスカレーターの安全な利用に努めなければならない。

（管理者等の責務）

第6条 管理者等は、利用者に対し、エスカレーターの安全な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

2 管理者等は、市が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係事業者の責務）

第7条 関係事業者は、その事業活動を通じて、エスカレーターの安全な利用に関する啓発を行うよう努めるものとする。

2 関係事業者は、市が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（利用上の義務）

第8条 利用者は、右側か左側かを問わず、エスカレーターの踏段（人を乗せて昇降する部分をいう。）上に立ち止まらなければならない。

（利用方法の周知義務）

第9条 管理者等は、利用者に対し、前条に規定する方法によりエスカレーターを利用するよう周知しなければならない。

（指導及び助言）

第10条 市長は、エスカレーターの安全な利用の促進のため必要があると認めるときは、管理者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。